

訪問リハビリテーション

及び介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの概要

(1) 指定居宅サービス指定番号およびサービス提供地域

事業所名	柳原リハビリテーション病院
所在地	東京都足立区柳原 1-27-5
指定番号	1312171213
サービスを提供するエリア	足立区千住 1～5丁目、千住曙町、千住旭町、千住東町、千住関屋町、千住仲町、千住中居町、千住河原町、千住橋戸町、千住寿町、千住柳町、千住宮町、千住緑町、千住龍田町、日ノ出町、柳原 荒川区南千住 7・8丁目 墨田区墨田 1～5丁目、堤通 2、八広 6、東向島 5 葛飾区堀切 2～5丁目 ※通常サービス範囲外は応相談

(2) 職員体制

職員	職種	雇用形態	勤務形態	員数	職務内容
管理者	医師	常勤	専任	1名	医療・管理
医師	医師	非常勤	兼務	3名	
理学療法士	理学療法士	常勤	兼務	名	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービス
作業療法士	作業療法士	常勤	兼務	名	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービス

(3) 営業日時

営業日時 月曜日から金曜日 9:00～17:00

休業日 土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日

* 予定の訪問日時は、緊急時の対応等により、予定通りに訪問できない場合もございます。その際は事前に連絡をして調整を図ります。

* 利用者の都合により訪問予定を変更する場合は、事前にご連絡下さい。

2. 運営方針

(1) 当事業所は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者様に、介護保険法令の精神に従い、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画を立て、利用者の身体機能の回復、在宅ケアの支援に努めます。

(2) 当事業所は、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供ができるように努めます。

(3) 当事業所は、事業の運営にあたって、保健所、地域包括支援センター等を利用し、区及び他の保健・医療または福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの内容

事業者が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士・言語療法士が（以下理学療法士等）利用者の居宅を訪問します。訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画書に基づいて、心身機能の維持・回復を目的に、利用者に適した訓練プログラムや、関係者への必要な助言・支援等を理学療法士等が評価・作成・実施致します。

4. 利用料

介護保険、医療保険で利用料が異なります。契約書別紙をご参照ください。

* 利用料のお支払いについて

その月の利用料を翌月中旬に請求書でご通知します。その額を銀行や郵便局からの自動引き落としとさせていただきます。確認後、領収書をお届けいたします。

5. 緊急時の対応方法

事業者は、サービス提供中に容態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡をとるなど、必要な対応を講じます。

* 緊急連絡先

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

6. サービスの終了方法

(1) 利用者本人のご都合でサービスを終了する場合、サービス終了を希望する日の1週間前迄に、お申し出下さい。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前迄に、文書にて通知致します。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ 利用者が、介護保険施設に入所された場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになられた場合
- ・ 利用者が半年以上の入院をされた場合
- ・ 医師が利用者にとって訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが必要ないと判断した場合。

(4) その他

- ・ 当法人が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・ 利用者のサービス利用料金の支払いが請求した月末までに行なわれず、料金を支払うよう催告した日より2週間以内に支払われない場合、利用者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上に渡ってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合、利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合もございます。

7. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下の事項を「公表」いたします。

- (1) 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘守義務は契約終了後も同様です。

また、事業運営上委託している業者に対しても、秘守義務の徹底は同様です。

- (2) 当事業所が保有する個人情報

当事業所は、利用者および代理人のサービス利用の申し込みに基づき、利用者の氏名、住所、電話番号等の基本的情報に加え、現在の心身の状況、家族歴、既往歴、治療内容、その他サービス提供にあたって必要な情報を入手し、これらを個人ファイルに記録・保管いたします。

- (3) 当事業所が保有する個人情報の利用目的

利用者の個人情報は訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供および緊急時の医療機関受診や連絡の際に活用させていただきます。

さらに事故発生時の関係機関への相談・届出の目的に利用いたします。

加えて、医療、介護サービスや業務の維持・改善、あるいは学生の実習、事例検討、外部監査機関への報告目的で利用いたします。

(4) 情報の開示、訂正、利用停止、苦情の申し出先

上記の利用目的に同意しがたい場合や開示・訂正・利用停止に関する問い合わせや苦情・意見は個人情報保護相談窓口までご連絡ください。なお、サービス記録等の謄写費用は1枚20円となります。

8. 相談、苦情、個人情報保護に関する窓口

利用者からのサービスに関する相談、苦情及び個人情報に関する開示、訂正、利用停止は下記の窓口で対応いたします。

* 当事業所の相談、苦情、個人情報保護に関する窓口

担当 柳原リハビリテーション病院 苦情・相談担当 事務長 電話03-5813-2121 ・院内にご意見箱（投書箱）を設置
--

* 当事業所以外の相談、苦情につきましては公的機関においても受け付けています。

・権利擁護センターあだち（足立区） 電話 03-5813-3551 ・福祉サービス総合相談（荒川区） 電話 03-3802-3396 ・すみだ福祉サービス権利擁護センター（墨田区） 電話 03-5655-2940 ・葛飾区福祉管理課企画係（葛飾区） 電話 03-5654-8234 ・東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

9. 法人の概要

名称・法人種別	医療法人財団健和会
代表者	理事長 露木 静夫
本社所在地	東京都足立区千住曙町4-16 3階
業務の内容	医療（訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション等）

_____年____月____日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

東京都足立区柳原1-27-5
医療法人財団健和会 柳原リハビリテーション病院

説明者 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受けました。

利用者 _____ 印

(以下余白)